

定 款

株式会社N T T ドコモ

定 款

制定	平成 3 年 7 月 22 日
認証	平成 3 年 7 月 23 日
変更	平成 4 年 4 月 28 日
変更	平成 4 年 5 月 7 日
変更	平成 4 年 5 月 21 日
変更	平成 5 年 6 月 24 日
変更	平成 6 年 6 月 27 日
変更	平成 9 年 6 月 25 日
変更	平成 10 年 6 月 24 日
変更	平成 11 年 6 月 25 日
変更	平成 12 年 6 月 27 日
変更	平成 14 年 5 月 15 日
変更	平成 14 年 6 月 20 日
変更	平成 15 年 6 月 19 日
変更	平成 16 年 6 月 18 日
変更	平成 17 年 6 月 21 日
変更	平成 18 年 6 月 20 日
変更	平成 20 年 6 月 20 日
変更	平成 21 年 6 月 19 日
変更	平成 22 年 6 月 18 日
変更	平成 23 年 6 月 17 日
変更	平成 25 年 6 月 18 日
変更	平成 25 年 10 月 1 日
変更	平成 27 年 6 月 18 日
変更	平成 29 年 6 月 20 日
変更	令和 2 年 6 月 16 日

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条

当社は、株式会社NTTドコモと称し、英文では、NTT DOCOMO, INC. と表示する。

(目的)

第 2 条

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 電気通信事業
- 2 電気通信設備の工事の請負、保守の受託及び賃貸
- 3 電気通信システム及び情報処理システムの企画、開発、製造、販売及び賃貸並びに保守の受託
- 4 通信機器及びその周辺機器の企画、開発、製造、売買及び賃貸
- 5 ソフトウェアの企画、開発、制作、販売及び賃貸
- 6 電気通信システムを利用した楽曲、画像及び情報配信サービス並びに情報処理サービス
- 7 広告宣伝の情報媒体の企画、開発及び販売並びに広告代理店業
- 8 出版物の企画、制作及び販売
- 9 キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物、動物等の画像を付したもの）の企画、開発、商品化権の取得、利用方法の開発、使用許諾、管理及び譲渡並びにこれらの仲介
- 10 著作権、著作隣接権、意匠権、商標権、工業所有権、ノウハウその他の知的財産権の取得、利用方法の開発、使用許諾、管理及び譲渡並びにこれらの仲介
- 11 金融業
- 12 クレジットカード業
- 13 電子マネー及びその他の電子的価値情報（物品、情報又はサービス等の購入、利用若しくは交換に用いることができるもの）の発行、販売及び管理
- 14 不動産の賃貸、管理、保有及び運用
- 15 労働者派遣事業
- 16 有料職業紹介事業
- 17 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
- 18 マルチメディア放送事業
- 19 旅行業
- 20 その他商業全般
- 21 前各号の事業を営む企業に対する出資
- 22 前各号に関する調査、企画、研究、開発、研修及びコンサルティングの受託
- 23 その他前各号に附帯又は関連する一切の業務

（本店の所在地）

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

（機関）

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 監査等委員会

3 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載してこれを行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、174億6,000万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- 4 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に請求することができる。

(自己の株式の取得)

第10条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規則)

- 第12条 当会社の株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使の方法は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

- 第13条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3か月以内に、臨時株主総会は必要がある場合に随時、取締役会の決議に基づいて、社長が招集する。
- 2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

(定時株主総会の基準日)

- 第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(議長)

- 第15条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

- 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

- 第17条 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

- 第18条 株主又はその法定代理人は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、政府、地方公共団体又は法人が株主である場合には、政府職員、地方公共団体職員又は使用人1名に議決権の行使を委任することができる。
- 2 株主又はその法定代理人が議決権の行使を委任するには、総会毎に代理権を証明する書面をあらかじめ当社に提出しなければならない。

第4章 取締役、取締役会 及び代表取締役

(取締役の員数)

- 第19条 当社の監査等委員でない取締役は、15名以内とし、監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任の方法)

- 第20条 当社の監査等委員である取締役及び監査等委員でない取締役は、それぞれ区別して株主総会において選任する。
- 2 取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって行う。
- 3 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第21条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会)

- 第22条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。
- 2 会長を置いた場合には、前項の規定にかかわらず、取締役会は、会長が招集

- し、その議長となる。ただし、会長に事故があるときは、この限りでない。
- 3 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。
 - 4 取締役会を招集するには、会日より3日前までに、各取締役にその通知を発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。
 - 5 当社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。
 - 6 取締役会に関するその他の事項は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規則による。

(重要な業務執行の決定の委任)

第23条 当社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議によって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(代表取締役等)

- 第24条 当会社に、社長1名を置き、取締役会の決議によって監査等委員でない取締役の中から、選定する。
- 2 当社には、取締役会の決議により、会長1名及び副社長執行役員若干名並びに常務執行役員及び執行役員を置くことができる。
 - 3 社長は、会社を代表する。
 - 4 社長のほか、取締役会の決議によって、監査等委員でない取締役の中から、会社を代表する取締役若干名を選定することができる。
 - 5 社長は、取締役会の決議に基づき、会社の業務を総理する。
 - 6 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の監査等委員でない取締役がその職務を行う。

(取締役の責任免除)

- 第25条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(相談役及び顧問)

第26条 当会社には、取締役会の決議によって、相談役及び顧問各若干名を置くことができる。

- 2 相談役は当会社の業務一般について、顧問は特定の業務について、社長の諮問に応ずるものとする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会)

第27条 監査等委員会を招集するには、会日より3日前までに、各監査等委員にその通知を発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員会に関するその他の事項は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

(常勤の監査等委員)

第28条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員若干名を選定する。

第6章 計 算

(事業年度)

第29条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当の基準日)

第30条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第31条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(除斥期間)

第32条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

- 2 前項の未払配当金には利息をつけない。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第29回定時株主総会終結前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。